

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の令和5年2月1日現在における人口構造は、年少人口（15歳未満）が32,448人、生産年齢人口（15歳～64歳）が169,124人、老年人口（65歳以上）が58,114人で、高齢化率は、約22%となっている。国の高齢化率（約28%）との比較では、低い状況にあるが、高齢者人口比率は一貫して増加を続けており、令和42（2060）年には35%以上に達すると見込まれている。一方で、年少人口比率は減少を続けており、本市においても少子高齢化が進行している。

本市の総事業所数数は、経済センサス活動調査の結果によると、平成23年度では7,417事業者、平成28年度では7,325事業者である。総従業員者数は平成23年度では103,810人、平成28年度では103,113人であり、事業者数・従業員者数ともに減少をしている。

また、設備投資の状況について、固定資産税の償却資産課税標準額の推移で見ると、令和元年度は約1,906億4千万円、令和2年度は約1,928億8千万円、令和3年度は、約2,049億4千万円と、増加傾向にある。

これまで、本市では、中小企業者の設備投資にかかる費用を支援し、設備投資の促進を図るため、設備投資に伴う金融機関での借入利子に対して補助を行う「中小企業融資利子補助金制度」など実施しているが、近年における年間の新規融資実行件数は、おおむね250件から300件で推移しており、一定の効果はあるものの、積極的な設備投資には至っていない状況である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画の策定により、中小企業者の先端設備等の導入を促し、都内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、多摩地域の中核都市として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に20件の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に

関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法は、広く中小企業事業者の生産性向上を実現する観点から施行されており、本市においても、同様の取組を推進していくことから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市の産業は、市内全域にわたって営まれており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市の産業は多岐にわたっており、多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であること、及び労働生産性に関する目標を踏まえ、労働生産性の年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- 市税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。